

変更前 (変更点に下線)

平成27年4月28日施行
令和2年4月1日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変更後 (変更点に下線)

平成27年4月28日施行
令和__年__月__日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変更前 (変更点に下線)

(変更履歴)
 平成27年4月28日施行
 平成27年8月31日変更
 平成28年4月1日変更
 平成28年7月11日変更
 平成28年10月18日変更
 平成29年4月1日変更
 平成29年9月6日変更
 平成30年6月29日変更
 平成30年10月1日変更
 平成31年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
 令和元年12月11日変更
 令和2年2月1日変更

変更後 (変更点に下線)

(変更履歴)
 平成27年4月28日施行
 平成27年8月31日変更
 平成28年4月1日変更
 平成28年7月11日変更
 平成28年10月18日変更
 平成29年4月1日変更
 平成29年9月6日変更
 平成30年6月29日変更
 平成30年10月1日変更
 平成31年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
 令和元年12月11日変更
 令和2年2月1日変更
令和2年4月1日変更

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
第 1 5 章 緊急時の対応	第 1 5 章 緊急時の対応及び災害時連携計画の検討等
(新設)	第 1 節 緊急時の対応
(新設)	第 2 節 災害時連携計画の検討等
(新設)	<u>(災害時連携計画の提出)</u> 第 2 6 7 条の 2 一般送配電事業者たる会員は、経済産業省令で定めるところにより、災害時連携計画を本機関に提出しなければならない。
(新設)	<u>(災害時連携計画の変更)</u> 第 2 6 7 条の 3 一般送配電事業者たる会員は、災害時連携計画を変更した時は、災害時連携計画の変更した事項を遅滞なく、本機関に提出しなければならない。
(新設)	<u>(災害時連携計画の確認における考慮事項)</u> 第 2 6 7 条の 4 業務規程第 1 7 6 条の 4 第 2 項の検討の際の考慮事項は国の政策方針又は審議会等における審議の結果を考慮し、本機関の理事会において定め、その結果を公表する。
(新設)	<u>(災害時連携計画の検討等に関する本機関への協力)</u> 第 2 6 7 条の 5 一般送配電事業者たる会員は、業務規程第 1 7 6 条の 4 第 1 項に基づき、提出した災害時連携計画の根拠及び考え方を聴取されたときは、速やかにこれに応じなければならない。
(新設)	<u>附則 (令和 年 月 日)</u> <u>(施行期日)</u> 第 1 条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。